

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年11月8日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

本庁舎外壁補修その他工事について	3
定例会の提案事項について	4
定例会の日程について	4
本会議の会議記録署名議員について	6
一般質問について	6
発言通告について	7
区議会だよりの発行協力依頼について	7
区民からの要望について	7
意見開陳について	7
その他	
(1) 閉会中の特別委員会委員長報告について	1 4
議会運営委員会の申し合わせ事項について	1 5

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年11月8日(木) 午前9時58分～午前11時4分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (6名)	理事 富本 卓 理事 渡辺 富士雄 理事 原田 あきら	理事 大熊 昌巳 理事 小川 宗次郎 理事 小松 久子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光
出席理事者	経理課長 和久井 伸男	営繕課長 大竹 直樹
事務局職員	事務局長 与島 正彦 議事係長 野澤 雅己 庶務係主査 横山 淳二 調査係長 小塩 尚広 担当書記 上野 和貴	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事 和久井 義久 庶務係長 高橋 正美 係広係法係 井口 隆央 長報長務長 杉原 正朗 庶議担当 議担

(午前 9時58分 開会)

富本理事 それでは、これより議会運営委員会理事会を開会する。

《本庁舎外壁補修その他工事について》

富本理事 初めに、本庁舎外壁補修その他工事について理事者から説明がある。

経理課長 それでは、経理課、営繕課からということで、資料を配付した。本庁舎外壁補修その他工事について報告する。

工事期間は、外壁補修のほうは24年12月の初旬から25年3月末まで。その他工事として、屋上防水工事を行う。こちらは25年1月の初旬から25年3月末までである。

工事内容は、中棟外壁面に沿って足場を設置し、タイルの補修及び建具回りのコーキング補修等を行う。それと、中棟玄関回りの壁及び天井面の塗装、それからコーキング補修等を行う。東棟の屋上にウレタン塗布防水工事を行う予定である。

なお、この工事については、足場設置時の外壁つなぎアンカー打ち、それからタイル補修及びコーキング補修等の作業時に音とか振動等が断続的に生じるので、ぜひ議員各位の理解の程、よろしくお願ひしたい。特に控室のほうと壁の関係もあるので、迷惑をかけることがあるかもしれないが、ご理解いただきたい。

最後に、安全対策等については、来庁者の安全対策のために、作業時にはガードマンを常駐させ、また、資材の搬入時等には増員をして、来庁者等の安全確保に努める。

なお、この理事会終了後には、区議会議員各位あてで、同日の資料をポスティングする。総務財政委員会のほうでも改めて再度説明をさせていただく。

以上。

富本理事 今説明があつたが、何かあるか。

原田理事 後学のため、コーキングとは何か。

営繕課長 コーキングというのは、コンクリートを各階に打ち継ぎというか、つなぎ合わせて打つてある。そのところに防水のウレタンを入れてある。あと、タイルが、夏冬で伸縮するので、緩衝材としてやわらかい部材等が間に入っている。それをコーキングの打ちかえという。

富本理事 ほかには何かあるか。議会側のほうも関係するのかわ。この時期だと4定、また1定の時期にもなるので、もちろんそちらの進捗もあるので無理は言わないが、その辺は事務局とも日程を調整して、なるべくその辺はご配慮いただければということは要望しておきたい。よろしくお願ひをする。

ほか、よろしいか。――では、理事者は退出して結構である。

《定例会の提案事項について》

富本理事 続いて、定例会の提案事項について事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。

提案事項一覧で、条例案件が9件、規約の変更が1件、補正予算1件、道路認定が2件、指定管理者の指定が2件、あと人事案件が1件、専決処分の報告及び承認が1件ということで、計17件である。あすの議会運営委員会で区長部局から説明がある。

追加については、職員の給与関係が今労使交渉中で、定例会中に妥結が見込まれるので、そういったものが追加。あと教育委員の関係と、特別職報酬等審議会が行われているので、その関係で議員報酬の関係も少し検討していかなくてはいけないと思う。

以上。

富本理事 こちらの案件プラスそういうことも予定されているので、ご理解いただきたい。詳しい説明はあした議会運営委員会において理事者側から説明がある。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程についてお願いします。

議会事務局次長 資料3、平成24年第4回区議会定例会日程（案）をごらんいただきたい。

会期は19日間。11月19日月曜日午後1時本会議を開会する。会期の決定、特別委員会委員長報告、一般質問となる。20日、21日が本会議での一般質問、22日が中日となり、残りの一般質問の後、議案上程、委員会付託等を行う予定。あと人事案件もここで言うということになるかと思う。

11月25日が災害対策特別委員会ということで、視察が日曜日に入っている。26日から30日までが常任委員会、土日を挟み3日から6日までが特別委員会、12月7日金曜日が午前10時に議会運営委員会、午後1時本会議で議案上程、議決となる。

なお、先ほどお話しした職員の給与の関係や議員報酬の関係について、そういったものが追加で上程される可能性があるので、この場合には、11月27日の保健福祉委員会終了後に議会運営委員会、28日に本会議という日程が可能性として考えられるので、お知らせしておく。

日程については以上。

富本理事 今話があったように、通常の一般的な定例会の日程がこちらの資料3である。それにプラスして、追加議案の関係で、恐らく27日の3時ぐらいからと28日の3時ぐらいから、それぞれ議運と本会議が入る予定がかなり高いと思われるので、その辺は、ほ

かの議員に日程なんかは入れないようによろしくお願いをしたい。まだ正式な決定ではないが、そんな形になるのではないかと予想される。

それから、これは先日決まったが、特別委員会は第1委員会室、第2委員会室を使う。要するに大部屋ではなく、小さいほうを使うということで、選挙の関係のことでこの間ご理解いただいているので、それも改めてお伝えをする。

小松理事 提案事項に関連してだが、せんだって政務活動費の交付に関する条例改正に関連して、議長の計らいで情報提供いただいて、うちの会派からも意見を出したところだが、この条例改正の提案というのはどういうスケジュールで進むのか。

議会事務局次長 自治法改正の関連については、今事務局の中で検討しており、政務活動費に関しては、市議会議長会のほうから案が示される予定だが、まだ案が来てない。ある程度検討しなくてはいけない事項もあるので、4定は難しいと考えている。

あと、自治法改正で、委員会の関係や100条の関係で大分項の入り繰りがあったので、その辺の規定の整備については、今定例会で何とか追加で上程をしたいと考えている。いわゆる委員会条例だとか会議規則、あと公聴会の関係の費用弁償、この辺は何とか追加で上程できればと思っている。

小松理事 その場合、政務活動費については、区長提案ということになるのか。議員提案という自治体もあるやに聞いているが。

議会事務局次長 政務活動費については、どちらが提案してもよろしいと思う。ただ、やはり政務活動費の中身を定めるものなので、議員提案が基本ではないかと思っはいる。

小松理事 その場合、区民意見を聴取する時間をとりたいという希望もあるが、3月に施行と聞いている。そういうことはどうか、日程的に可能か。

議会事務局次長 今の段階では、いわゆる区民意見の聴取手続をとるということは考えていない。議員の中でそういう意見が占めれば、そういう日程をとる。でも、相当タイトな日程になるかと思う。

富本理事 切り分けて話をすると、いわゆる政務活動費以外の問題については、この後、日程の話をしようと思っはいたが、第4回定例会で、体制整備の話なので、また理事会で協議をして、議員提出議案という形で、どういう形になるかはちょっと皆さんのご協議の結果にもよるが、基本的な形でやると考えていたので、それはまた理事会等々で協議をするという思っはいた。

政務活動費については、今次長からも説明があつたとおりで、大体見本というか、ある程度のマニュアルもまだ来てない現状があるので、ほかの23区でもどうやら4定では厳しいという意見も大勢を占めているので、1定になるのではないか。1定に向かって

やるには、また理事会等で協議をして、どういう条例にしていくのかということ、基本、議員提出議案であれば決めていくということになるので、その際に、小松理事の提案についてそれぞれがどう思い、どう判断をするかとなってくると思う。そういう形でまた議論の場はあるので、ご理解をいただきたい。ただ、たしか3月4日までにつくらなければいけないということもあるので、その辺も含めご理解をいただきたい。

小松理事 区民意見、パブコメはとるべきだとは思っている。

富本理事 それは現状、1つのご意見としてお伺いしておきたい。

ほか、よろしいか。

《本会議の会議録署名議員について》

富本理事 続いて、本会議の会議録署名議員について、説明をお願いします。

議会事務局次長 本会議の会議録署名議員については、19番富田たく議員と32番大熊昌巳議員をお願いをしたい。

富本理事 富田議員にはよろしくお伝えいただきたい。

これは、順番でいえば両方とも我が会派、自民党だったが、この間小川理事からも提案があったが、選挙のときも別の会派のほうがいだろうということがあったが、そういう話の1つとして、今回は富田議員と大熊議員になったということによりよろしくお願いをしたい。

《一般質問について》

富本理事 続いて、一般質問についてお願いします。

議会事務局次長 一般質問は、あすの議会運営委員会で質問予定者の人数をご報告いただきたいということが1点目。

あす午後1時から14日午後5時まで受け付けをする。あす午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合には、くじ引きで順番を決める。

なお、毎回通告が最終日に集中するので、なるべく早目に通告くださるようお願いいたします。

以上。

富本理事 1日前倒してやっているが、いつもどおりなのでお願いします。

あと、あした、それぞれの会派から予定人数のほうをお知らせいただきたい。それから、非交渉会派については事務局のほうで確認を願いたい。

《発言通告について》

富本理事 続いて、発言通告についてお願いする。

議会事務局次長 発言通告については、11月19日月曜日、本会議初日の発言通告は、11月15日木曜日午後5時まで、11月22日木曜日の中日の発言通告は、11月20日火曜日午後5時まで、12月7日金曜日の本会議最終日の発言通告は、12月5日水曜日午後5時までと
いうことでお願いしたい。

以上。

富本理事 これもいつもどおりなので、特段問題ない。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

富本理事 続いて、区議会だよりの発行協力依頼についてお願いする。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。これも昨年と同様。まず、依頼の内容と
いうことで、一般質問の原稿の提出については、毎回同じようにお願いをしたい。

それと、これは新年号になるので、下のほうに(2)として、会派の年頭あいさつ原稿
の提出ということで、見出し、文字数については別途ご連絡をすることで、提出期限が
12月26日を予定している。

裏面が発行スケジュールになっているが、ご確認いただきたい。

以上。

富本理事 新年号のあいさつがあるので、よろしくをお願いをする。この件もよろしいか。

《区民からの要望について》

富本理事 続いて、区民からの要望についてお願いする。

議会事務局次長 資料5をお配りした。区民からの要望ということで、本年上半期に寄せ
られた議会関係の要望8件をお配りしている。これについては、ここでご了承いただ
ければ、全議員にポスティングをする。

富本理事 今こちらはよろしいか。――では、ポスティングもするので、よろしくお
願いをする

《意見開陳について》

富本理事 続いて、ここから議論をする内容だが、まず、意見開陳について。

この間も会派持ち帰りとなっていた意見開陳の件。前回までいろいろ議論してきたが、
改めてどうしていくか、この間は小松理事のほうからは、何となく言っていることはわ

かる、どうするかというのは今後次第という、そういう話だったと記憶をしているが。

小松理事 1点確認したいが、これは何らかのルール化が必要だと言う理事がいた。小川理事だと思うが、ルールをつくるとしたらどういうものになるのかお聞きしたい。

それと事務局にも、そういうルールをもしつくとすればどういうものになるのか、確認したい。

小川理事 ルールというか、申し合わせという形で、前回私が言ったとおり、そういうことは絶対にあってはならないことなので、基本的には、会派として意見開陳が議運等で認められているから、もしもどうしてもやりたいというのであれば、理事会で話して議運で決をとるということを前回言った。

小松理事 議運で決をとるのは、その申し合わせのことについてか。

小川理事 例えば前回は例にとると、要するに会派から2人意見開陳をしたいということであった。それは理事会で話をして、当然理事会でまとまらなければ議会運営委員会という場で、発言をさせるかどうか決をとればいいということ。

小松理事 事務局にも伺いたい。

議会事務局次長 事務局が、法的拘束力どうのこうのという話になると難しい面があるが、申し合わせ事項でそういったルールを決めれば、それは皆さんで尊重して行っていくべきものだろうと。法的にどうこうと言われると、いろいろあるかもしれない。皆さんでルール化して尊重していくというのが今までやってきた議会のルールだと思う。

小松理事 「いろいろある」の部分が伺いたかった。

富本理事 それは前も話したように、例えばこの間うちの以前の会派で岩田議員は会派を離脱した。そういう意思がある程度明確であれば、やはり政治なので、意思表示として、例えば先ほど小川理事が言ったように議運で、そういう形であれば、それはいたし方ない。それは発言をある意味認めるのもおかしくはないということであるが、会派が同じであって違うということになると——それはもちろん、例えばそういうルールになれば、議運の判断によるが、「いろいろ」というのは、やはり政治なので画一的にそういう形ではないということでもあるので、その事情等々もあるし、「いろいろ」というのはそういう意味があると理解するのが一番わかりやすい。すべてがいいとかすべてがだめだとかというのは、政治なので判断し切れないということ。議運で判断をするというのはそういうことだと思うが。

原田理事 議会で意見を述べるのかどうかについて、我々共産党としては多数決で述べる述べないを決めるというのは抵抗がある。この間、小松理事のほうとしては、これからいろいろ考えるという発言もあったが、基本的には前回の例でいえば、そね議員が奥山

議員の、反対するという意見についても述べる。2度も登壇することは、重大な表明がない限りは控える、そういう発言だったように感じたが、どうなのか。

小松理事 議会人としてとるべき態度ということであるならば、それは良識に従いたいとは申しているのです、もし今後意見が分かれるような場合には、会派の中で会派としての意見は1人だけ述べるとしていこうという話し合いにはなりました。

富本理事 正直、何度かこういうことがあった。今回、変な言い方をすれば事の重大性というか、そういうことを小川理事初め主張されている意見を、ある程度言っている意味をご理解いただいたのかということ、そういう発言にもつながったが、小川理事も別に発言を制限するという意味で言われているわけではなくて、そういう例があれば、別に許可ではないということ、そういう例が出る可能性も、別にどこの会派ということ特定して話をしているわけではないので、そういうことがあれば、例えばこの間の付託除外の話もそうであったが、例えば議長1人が決めるとか、だれか1人が決めるということではなくて、一定の議運という議会運営をつかさどる正式な委員会の場でそれについて話し合いをして、認めるか認めないか決めたほうがよいのではないかと提案とお受けするが、その辺は小川理事、いかがか。

小川理事 要するに、繰り返しになるが、本会議における運営はきちっと、議会運営委員会という正式な委員会があるので、そこで決めるということ、それ以上でもそれ以下でもないということ。

富本理事 単にネミがどうするかということだけではなくて、1つの形でそうしたらどうかという話である。小川理事の提案について何かあるか。

渡辺理事 前回代理だったので申しわけない。一連の中で、要するに申し合わせというのはあくまでも暗黙のルールでずっとやってきたということで、本来は議会は議長ないし、議運だったら議運の委員長が議事運営をつかさどって円滑に進行していく。勝手に、とは言わないが、それぞれの判断でやり始めたらもう切りがない。あえてルールをつくらないでここまで来たというところなので、その辺はきちっと、今まであったルールがいいとか悪いとかというのものもあるかもしれないが、そういう中でお互いの暗黙の中でやってきたわけで、その辺をきちっと踏まえてやっていただきたい。もしそれが難しいのであれば、しっかりと議運とか理事会で話をしてやるべきと思う。

富本理事 原田理事、小松理事も、今小川理事が提案したような形にすることに関して、意見はあるか。小川理事の提案というものが先ほど1つあったが、例えばそういうルールというのはどうか。

原田理事 うちとしては、議員が意見を言うことについて、多数決で許可、不許可という

のは、これは議会としても正直恥ずかしいルールになっていく。遅れたルールになってしまおうと思う。ただし、会派の中で意見が分かれて、その双方の意見を述べていくというのは、会派である以上、議会におけるいろいろな権利を持っているわけだから、その点では効率化とかという点には協力をしなければいけない部分があると思うので、そこは改善をするという発言もあったので、ルール化はもう必要ないという判断である。

富本理事 そういう話なので、ここで皆さんが全会一致で小川理事の提案を受け入れるという形ではない。

小川理事 議会運営委員会で決めるのはルールでも何でもなしと思う。議会で発言をする、しないというのは、基本的には議会運営委員会で日程とか、皆さんが賛成ということで進んでいるので、ルールではなくて、議運で諮るのとは当然と私は言っているので、その辺は確認をしておきたい。

原田理事 それは違う。議員の発言というものはとても議会の中で重きが置かれている。それを議運の中で——議運というのはあくまでそれを前提にして……

小川理事 意見開陳の話をしている。

原田理事 意見開陳も当然である。これはすごく重たい、議員1人1人に与えられた権利。ただし、円滑に議会運営していくために議運というのがあるわけで、その中で発言を許可、不許可というところまでは行けない。こういう議論があること自体は私も納得のいくところであるが、議運に発言の許可、不許可の権利を与えるということ、これはむしろ無理なのではないか、法律上でも。

小川理事 原田理事の今までの認識で、意見開陳というのは基本的にどう許可をされているか。

原田理事 意見開陳というのは、私は基本的に議員が与えられた権利だと思っている。

小川理事 違う。杉並区議会の場合は、意見開陳は会派に基本的に与えられていること。多数会派順に意見を述べている。会派に与えられていること。

原田理事 「ほかに意見はありませんか」と言って、議員個人がやるが。

小川理事 1人会派も会派。だから、基本的には4名以上の会派は順にやるが、「ほかに意見はありませんか」ということで会派に与えられている。今話をしているのは、同じ会派から2人意見開陳を云々という話をしている。ほかの一般質問とか発言なんて話を一切してない。原田理事は話をすりかえていないか。

原田理事 だから、それこそこの間の岩田議員のような例もあって、重大な意思決定に基づく場合は、同じ会派からでも意見があるということがあつた。だから、それを画一的なルールを決めることは、それは柔軟性を欠く、ということを行っている。

富本理事 それはルールという表現がどうかということもあるが、要は、そういう場合は議運に申し出ていただきたいということ。それで議運の中で、例えばネみでもそういう話し合いをしたが、二人意見開陳をするのであれば、それは申し出て、どうするかを議運の中で決めるということ。だから、基本的にそういうことは余りないということが前提の上で、ある場合は、あの場でいきなり云々ということになってもこういう混乱を招くことになる。本来ならば、それは会派の中で抑えること。抑えられないから、もう会派を別にするというので、その態度表明をするというのは、先ほど原田理事も言ったように、それは仕方がないことであるということなので、そこは本来会派というものをどう維持するか、どうやるかというのは会派の中でいろいろ意見があって、欠席をするとか退席をするとか、いろいろな例があった。そういう形で抑えられていって、会派制のもとで杉並区議会を運営していって、小川理事が言うように、多数会派順にやって、一たん切って、その他の意見ということで求めている。皆さんもそういう形でやっているのは、それを前提にした運営をしているということなので、それを許可とか不許可とかということではなくて、本来、許可とか不許可という以前に会派の中で結論を出していただくべき問題である。ただ、そういうことがあった場合には、ある意味イレギュラーなことなので、それについては議運のほうでも協議をするというのが小川理事の言っていること。

原田理事 私は、それは発言する者に義務として課すのではなく、それこそ議運のメンバーの中で、今度発言通告がこうやって同じ会派の中で2度あるようだが、これは議会の円滑な運営上どうなんだと疑義を、その都度問題意識を持たれた方が議運で言われることは私は問題ないと思うし、あってしかるべきだと思う。ただし、同じ会派の中で2つの意見が出るということについてまるで制限を課すようにして、その会派に、議運の場で、決めるという取り決めというのは、申し合わせ事項であっても私はよくないと。問題だと思うなら、小川議員とかが、今度発言が2個出るらしいが、おかしいのではないかと普通に議運の中で言えばいい。

富本理事 私どもが、あなたも含めて、小松理事の会派で2人意見が出るって、そのときまでにわかるのか。ほとんどわからない。この間、私どもの会派でも岩田議員のときに、えっという顔されていた。これは、わからないこと。

要するにイレギュラーでやることなので、それに関しては議会運営委員会に申し出て協議をさせていただきたいということ。別に平常のことを言っているわけではないので、あくまでもイレギュラーな話。だから、そういう形でどうかと小川理事は言っている。要するに平常な形ではない。小松理事の会派はそれは正常だと言っていたわけだが、そ

うではないというのが大体の認識である。

小松理事 意見開陳は、人数の多い会派順に許可されて、その後、「ほかに意見はありますか」と議長が言う。そのときに1人会派の方たちも発言する。それは議運に必ずしも事前に報告しておくべきことでもないと思うが、その点は手続的にどうなっているのか。その場で、ほかの会派の意見を聞いて自分も個人として発言しようと思って、手を挙げるということはあり得ることではないか。

議会事務局長 先ほど、「いろいろ」という話があったが、その「いろいろ」は、先ほど富本理事からも話があったように、議論をし、一定の結論を出すという議会という組織なので、それこそいろいろということがあろうかと思うが、今回の意見開陳については、各会派の意見開陳なので、大会派から4人以上の会派まで意見開陳をして、それでそのほかということで、非交渉会派や1人会派の方が1人会派の意見として意見開陳をする。そこに乗じて大会派の全議員が、例えば10人の会派が10名の方が意見開陳をする、あるいは非交渉会派の中からもう一人意見開陳するというのは、およそ想定外のことで、各会派を代表し意見を述べる。それが1人会派ということもあるだろう、そういうような認識である。

富本理事 それと、例えば国会を見ていると、よくテレビで、何かちょっとあると、予算委員会で予算委員長のところへ各理事が集まって協議をしている。あれはそういう何かイレギュラーなことが起きたときに、どうするのかと。例えば今小松理事が言ったようなことが仮に発生したら、その場で一時、例えばそういう形で集まって協議をするという形が考えられる。そういう事例であるということ。

原田理事 どうなのか。改めて、この間のそういったことがあって、私としても、会派の中で2つの意見が出てくるときに、奥山議員の発言を聞いていて、これはそね議員が言えればいいと正直思ったが、その都度こうやって議論をすればいいとも思う。あえて事前にそういう意見を言おうという行為を議運の中で歯止めをかけるような、そういうのは私は余り好まない。それも含めて、その会派のモラルに任せるべきである。

渡辺理事 原田理事、要するに意見開陳というのは、さっきから話をしている。会派順でやる、会派でやるから意見開陳という話をしているわけで、別に意見を制限するとかしないとかではなく、全員がやっていたら、これは秩序も何もないから、あえてこれまでルール化して会派ごとにやっていたということ、そこだけの話である。別に制限するとかしないとかではない。だから、そのモラルが守られなかったからあえてこうやって協議している。それに対して、いいと言ったら、原田理事の発想では、モラルは守らなくてもいいという話になる。

原田理事 それを言ったら、まさに交渉会派の数が3から4に引き上げられて、本当その話に入る。何でこんな異常な状況が起きているのかと。私だって、同じ会派の中で意見が割れているのに一緒に会派になるなんていうのは、共産党としては考えられない行為。でも、その発端ってどこにあるのか。これはずっと続いている。それこそルールとか会派順とか、そういうことを言うのであれば、なぜこの議会では共産党とか比較的大きな会派が委員長、副委員長のポストもないのかとか、そういうところまで、どっちが非常識なのかと言われたら、相当いろいろと問われるところはある。

そういうことをかんがみれば、ここまで議論して、ネミが今後の対応についてはしっかりと私たちの意見を取り入れると言っているのだから、そこにとどめたらどうか。長くなるだけである。

富本理事 先ほど申したとおり、別にネミの会派というか、個人攻撃ということではなくて、要するに、私も当選4回したが、最初のころに比べて、何でこんなところでこんなことをわざわざ言うためだけに出てくるというのは正直感じる方がいるわけで、だれでも何でも言い出していいのかというところで、もちろん発言することを制限するわけでもなく、活性化するということが大事だが、それがあある意味、どちらかというやりたい放題となっているところもあるので、私はずっと申し上げているように、議会というのは選良の集まりなので、モラルを持って良識の範囲内でやっていくということである暗黙の了解だから、ルールという言葉がいいかわからないが、ある意味あうんの呼吸でやってきたのが、最近そういうものが余り感じられない。特にネット中継が始まったことによって、とりあえず何でもいいから立っておくというようなことも見受けられることもあるので、そういうことも含めて、要するに何やってもいいというようなことになってくると、逆に言うと、多数の会派の方のほうが不利益をこうむっているということも考えられる。うちらは12人いて、12人が1人ずつやり始めたらどうなるのかとさっき局長も言ったが、要するに多数の中で、そこは代表者を出して、全体の流れの中でかんがみてやっているということもあるので、その辺は逆差別というか、そういうことにもなりかねないということもある。その辺はそういう視点も持っていただき、何か自虐的な、制限されるとすぐ悪いことになるみたいなことだけではないということは理解していただきたい。

すこし平行線なので、一応今小川理事から提案があった。そういう形で、意見開陳を行う場合、要するにイレギュラーなことが発生する場合には事前に言うとか、さっき小松理事が言ったようにその場で起きるかもしれない。そういうことに関して、今までは何でもかんでもという言い方が正しいかわからないが、議長の立場としても、手を挙げ

れば——私も議長をやったが、手を挙げられたら、それをむげにできないというところもあるし、それに対しては、ただ議長に任せるということではなく、一たん議運なり議運理事会なりの中で協議し、それについてどうするかという形をとっていったらどうだという提案について、それぞれの会派でいま一度それについてどう考えられるかということ話し合っ、近々それについては、これはずっと話し合ってもしよがないので、結論も出していきたいので、よろしくお願をする。それはあくまでもイレギュラーな話なので、通常は余りないことという中での1つの提案であるということでご理解いただきたい。

《その他》

(1) 閉会中の特別委員会委員長報告について

富本理事 続いて、その他で閉会中の特別委員会の委員長報告について。事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 閉会中の特別委員会委員長報告だが、第3回定例会では、要するに告示の日から開会までの間に特別委員会が実際に開かれて、初日の配付ということにさせていただいた。今回も実は議会改革特別委員会が告示から開会までの間に開かれる予定だった。それはなくなったが、こうした事態があったということが1点。

あと、閉会中の特別委員会は開催するというので承認いただいているので、では告示から開会までの8日間、その前に委員長報告を出してしまうのは、その間は逆に特別委員会は開かないということをおあらかじめ定めるようなことにならないか、そういった形になると、区民の目から見ると、7日間、ここはもう特別委員会はやらないと映ってしまうことも考えられるので、従前どおり、閉会中の特別委員会の活動経過報告は初日に配るということにする。新しいルールをつくる前は口頭で委員長が初日報告をしていたということなので、それよりは、初日の朝、席のほうに配付すれば、午前中に確認できるということがあるので、そういった取り扱いにさせていただきたいというのが事務局の提案である。

富本理事 これについて何かあるか。

原田理事 うちで若干話して、前回そういう対応で行って、ほぼ問題はなかったということで、そのルール化にしても、うちとしては問題ない。

富本理事 ネみもよろしいか。

小松理事 はい。

富本理事 では、席上配付か。

議会事務局次長 席上ではなくて、当日の朝、控室にお配りする。

富本理事 これは早くなった理由は、早く見たほうが、もしかしたら質問したい、報告に対して聞きたいことがあるとか、何かそんな話が議論としてあったので、当日の朝控室に配付をするというルールに変えるので、よろしく願いをする。

《議会運営委員会の申し合わせ事項について》

富本理事 続いて、ある程度時間の許す限り申し合わせのことに移っていきたい。

原田理事 うちの会派に持って帰ったところ、改めて委員長のほうから、この申し合わせ事項をやっていく意義みたいなのを聞くように言われた。

富本理事 原田理事も委員をされている、私もやっているが、議会改革特別委員会で、今、議会のあり方についてもいろいろ検討を、議会基本条例のことを入り口に行っているが、それをやっていくと、当然、現状のルールについても一度見直しておく必要があるということがあって、その表裏一体みたいなのところがあるので、そのために一度、今までいわゆる慣例とかということをやっていたものも、1つのシステムというものをつくっていかうということが1つのねらいとしてある。

もう1つは、私も他区の議員とも話すと、そういう申し合わせとかというものを書面にきちっと1つの冊子にしているという例もある。うちの場合は今まで慣例ということやってきたので、私なんかも先輩から聞いて教えられてきて、なるほど、そうなのかというふうに思っている場合もあったが、それが先輩によっては言うことが違ったりする場合もあるだろうし、会派によっては先輩のいない会派もあるので、そうすると、そういう慣例を知らないというような例もある。そういうことを一度整理をして、きちっと皆で共有するというのをやったほうが良いということで協議している。

その2点が大きな理由として挙げられるが、よろしいか。

原田理事 はい。

富本理事 それで、この前はとりあえず1番をやった。2番の委員会から、順次行きたい。

「招集通知 招集通知は、各議員送付から掲示板による告示方式へ変更する。」ということで、昨年からこのようにした。これはペーパーレスということもあったが、決まったばかりで特段問題はないと思うが。最初、背が低いから見えないとかというようなこともあったが、それは大丈夫か。

小松理事 改善していただいた。

富本理事 事務局のほうも特段、変更になって問題はないか。区民からも特ないか。

議会事務局次長 問題ない。

富本理事 では、これはよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 続いて、「正副議長 正副議長は、委員になっている委員会以外は自席待機とし、必要に応じて出席することができるものとする。待機の割振りは改選時に調整をする。」これも1年前からそのような形にしたが、これはいかがか。よろしいか。必要に応じて出席ができるものとしている。

次。「資料配付 2日前事前配付を初回の委員会で報告する。」、これはどういう意味か。それが原則だということを行っているということか。

議事係主査 はい。今年で言うと、臨時会するとき、委員会改選時に各委員会で諮っている。

富本理事 改選した後に、そういうルールで行うことを諮っている。このことについて、申し合わせをしてやり始めたということか。

議事係主査 はい。16年途中から実施したと記載されている。

富本理事 今は各委員会2日前事前配付になっているが、これもこれでよろしいか。

原田理事 もう少し早くならないかという意見があり、例えば保健福祉計画とか、あの分厚いものが2日前に渡されてもというのがある。重要な報告になると、会派で一体どういう質疑が行われるとかか練らないといけない場合もあるので、どうか。今は全部一まとめにして資料を渡しているが、できたものから各委員に資料を渡していくというのは、事務局としても煩雑さをきわめるものなのか。

議会事務局次長 所管課が幾つもあって、一応それに資料番号をつけて一括で配るという形にしているので、もし来た順で行くと資料番号も振れないし、委員会になったときに資料1などと指定ができない、件名を言ってやる。そういった意味では煩雑さは出てくる。反面、確かに分厚い冊子が2日前に出てくるというのも、その辺は読み込むのが大変という発言も趣旨はよくわかるが、その辺どう調整するか。

富本理事 原田理事の言う段階別になると、必ず資料を忘れる人が出る。

原田理事 はい。結局、また間際には新たなのを出さなければいけない。

富本理事 紙をまた多目にコピーして渡さなければいけないとか、多分そういう物理的なことが起きる。だから、これに関しては、今は2日前で、これも多分河野さんが議長のとときにスタートしたと僕は記憶しているが、それまでは席上配付だった。それを2日前ということになったので、これはもう一度事務局を通じて、もう少し早くならないかということを一応申し入れをしてみて、議長にもご足労いただいて、それは少しでも早いほうが議員にとっては勉強にはなるので、研究する時間が増えるので、一応そういう形

でとりあえず対応する方向でどうか。

原田理事 すごく簡単なものは別にいいので、大体重要な報告であるとか資料というものはわかると思うので、そういうものについては、資料とは別に、区として積極的に委員会に対して資料を事前に提供していくということをぜひ申し入れていただきたい。

議会事務局次長 確かに、計画だとか報告書の分厚いものなどについては読み込むのが大変ということであるので、総務課を通して協議をしていきたい。

富本理事 では、そういうことで、とりあえず2日前の事前をとすることは、今のルールに関しては改めて確認をされたということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 続いて、「席次 委員会の自主性に任せる。」こんなことどうして申し合わせているのかよくわからない。委員会で決定をする。以前は委員会で決定していなかったのか。「自主性に任せる」という日本語も余りよくないので、委員会で決定をするでいい。

「説明員の席札については、委員会の委員長の判断で、最前列の部長、室長以上に置く。」、今はそうしているのか。

議会事務局次長 今は置いてない。ここに書いてあるが、「現在どの委員会も置いていない。」と。昔は室長だとか総務部長だとか置いていた時代があったが、今はもう置いてない。

富本理事 逆に言うと、平成10年はそう決めたが、今はやってないということなので、そんなことを委員会の委員長が判断したことは一度もないと思うので、これは逆に席札は置かないと決めてしまったほうがいい。もうこの項はなくす、廃止ということによろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、これは削除する。

「日程 予定議題を議会HPに掲載」、これは今もやっていて特段問題はない、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 これは大体どのぐらい前にやっているのか。

広報担当係長 2日前に。

富本理事 やはり2日前ルールに合わせてやっている。資料の事前配付とも関係するから、一応そういうことで。2日前に予定議題を議会HPに掲載である。

では、次、「常任、特別委員会ともに、1日1委員会とする。（ルールの解釈から実

施。記録上残っていない)」、これは確認をしていただきたいという意味か。

議事係主査 はい。今現在、運用で1日1委員会で行っているところだが、よくよく理事会の会議記録を読み返すと決定していない事項であり、一応このように書いたが、例えば、例外もあろうかと思うので、原則という書き方にするか、またはもう少し議論した上で、1日1委員会もしくは2委員会と決定していただくか、どちらかになろうかとは思っている。

富本理事 これは現状このようにルールが変わった。ただ、この間の80周年などがあったので特別委員会は今と場合で皆さんで協議の上で運営しているが、これはどうか。原則としてという形でやればよいと思うが、局長、何かあるか。

議会事務局長 原則としてというような表現を入れることで少し柔軟性を持たせたほうがよい。80周年ということに限らず、いろいろあるので。また今回も、もしかしたらという先ほど日程の話のときに追加の日程の話もあったが、そうしたときに柔軟に対応できなくなってしまうおそれがあるので、原則と入れたほうがよい。

富本理事 これは「1日1委員会」というのは、我々は言っている意味がわかる。ただ、そうすると、1日に1つの委員会しか開かないととらえられなくもない。だから、書き方も含めて、原則だと。今やっていることを理解して、それも含めて書き方は事務局のほうへゆだねる。そういう形でいかがか。

原田理事 よいが、別に「1日1委員会」でも、区民が見るような文章ではないから、我々がわかる文章でよいと思う。

富本理事 議会の申し合わせだからか。了解した。ただ、これは何年もたつと、こんなあったのという、さっきのもあるので、意味はわかりやすく書いたほうがよい。

「1日1委員会とすることに伴い、全て第3・第4委員会室で開催する。(現在は今の運用)」、これも同じことを言っている。

議事係主査 同じことだが、これも今回のように例外で第1・第2というのもあり得るので、必ずしもそうではない。だから、ここら辺は1つにまとめて書くような形に持っていてもいいのかと思っている。

富本理事 では、これも今やっていることで特段の問題もないので、書き方を調整して。

「議会改革特別委員会は、第2委員会室で開催」、これは理事者の数も少ないということなのでそういうふうな形にしているので、これも特段問題ない。

議会運営委員会は決まっているのか。今まで大部屋で行ったことはないが。議運については、次回以降とする。

次、「議案審査 委員外議員の質疑、意見を認め、委員会報告にもその旨を記載して

報告する。（その代わり、本会議での質疑、意見の自粛をお願いする）」という形で、新ルールの話だが、これについては何かあるか。

原田理事 括弧づきのやつがこの後いっぱい出てくるが、括弧づきの中の文章を変える必要がある。うちとしては、この括弧づきの中は要らないという意見。この括弧づきの中については、いわゆるモラルで今のところおおむね守られている気はする。モラルでいいのではないか。

富本理事 これについては、うちの会派はうちの会派の意見がまたあるので、新ルールもできたことなので、基本的にはないものという認識で私どもの会派はとらえているので、これをやり出すとまた長くなるので、この括弧のところ結構ある。今日は1時間ぐらいたったので、予定のある方もいるだろうから、きょうはここで閉じる形でいいか。

小川理事 今の部分は持ち帰りということでもいいか。

富本理事 はい。持ち帰って協議していただきたい。そういう意味も込めて話をしているので、よろしく願いをする。いろいろ議論の分かれるところは後に回していきたいと思う。

申し合わせ事項については、これまで取り決められてきたもの、また取り決めがあったらしきものを確認して今やってきているが、そのほかにも、皆さんの中でこれを追加したほうがいい、こういうことも取り決めしたほうがいいという項目が、先ほどの前段の議論もそれに当たるかと思うが、そういうものがあつたら、ご提案いただきたい。あわせてこの際検討していきたいので、よろしく願いをする。

それでは、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 例の政務調査費の関係で関係書類の提出が10月12日提出期限だったが、まだ3分の1しか出てないので、お忙しいところ恐縮だが、チェックをするという監査委員の指摘もあるので、ぜひご協力をいただきたい。

富本理事 これはたびたび申しており、そこから増えてないのか。

議会事務局次長 余り増えてない。

富本理事 定例会も始まるし、あした多くの会派が集まると思うので、そこは再度徹底をしていただきたい。

よければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前11時04分 閉会)